

Inner London Crown Court (インナーロンドン刑事法院)

1. 視 察 先：イギリス、ロンドン、Inner London Crown Court
2. 視察日時：2016 年 3 月 2 日 9：00～12：30
3. 視察目的：「Witness Service」(証人サービス、WS) でビデオリンク担当者がいる裁判所を視察し、裁判所内での被害者支援について学ぶ
4. 対 応 者：マギー氏 (書記官)
サンジェイ氏 (Citizens Advice マネージャー)
ジャネット氏、コリン氏、ローズ氏 (WS ボランティア)

5. 概要

Crown Court (刑事法院、裁判所) は、イングランド及びウェールズにおける刑事事件(殺人、強盗、強姦等)を扱う裁判所である。被告人が争った場合は陪審裁判が行われ、判決は終身刑まで言い渡す権限を持ち、イングランド及びウェールズの約 90 カ所に設置されている。

Inner London Crown Court は 1971 年に設置された。建物は 1917 年に建造されたもので、現在は増設され 10 の法廷がある。

Citizens Advice (CA) は、Inner London Crown Court 内に専用の事務所と弁護・検察から独立した証人待合室を確保している。被害者等が証人として出廷する際に、裁判手続きに関する情報を提供したり、証言に対して不安を持つ被害者に対する付添サービスを行ったりしている。

6. 聴取の内容

書記官の案内で裁判所内(法廷・CA の事務所、証人待合室)を視察し、裁判を傍聴するとともに、同行してくれた CA の関係者から、裁判所内での支援活動状況を聴取した。

(1) Inner London Crown Court の視察

裁判所の入り口では持ち物チェック、金属探知を使った身体検査があった。チェックは厳しい。ビデオ・カメラ等の持ち込みは禁止である。書記官の案内で法廷〈1〉、法廷〈6〉を見学するとともに、裁判所内にある弁護・検察から独立した CA 専用の証人待合室・事務所を視察した。視察終了後、2 班に分かれて裁判(法廷〈5〉・法廷〈6〉)を傍聴した。

【視察 1 法廷〈1〉】

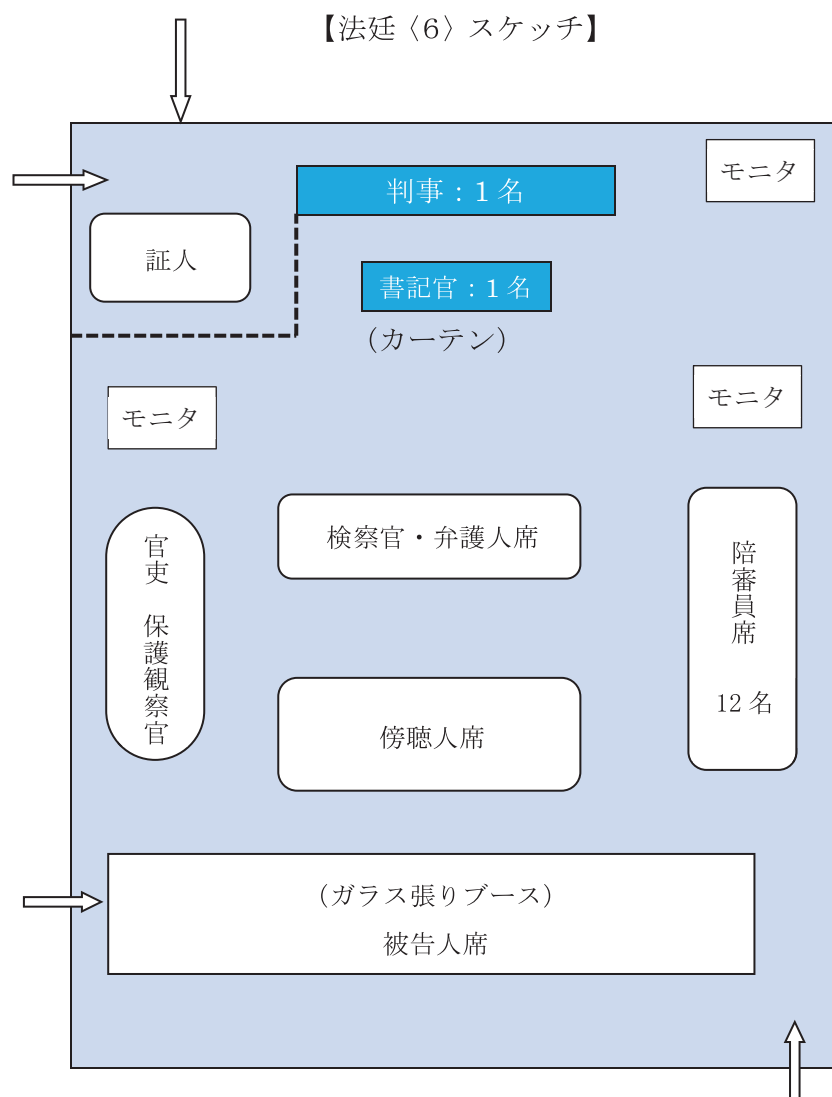
- ・ 木造で作られた法廷は、「Crown Court」の典型的な造りで、格式のあるものであった。
- ・ 法廷には証人用・被告人用・裁判官用の専用の入り口があり、裁判官の座る中央の席は数段高く、大きく、その下に Clark (書記官) の席がある。
- ・ 裁判官は、刑事裁判では 1 人、高等裁判所では 3 人で、裁判官・検事・弁護士と

も黒の法衣服（ガウン）に白タイ、髷（かつら）を着用している。

- ・ 子どもの被害者には、裁判官は髷を着用せず意見を聞くこともある。
- ・ 証言台は、裁判官に近い場所にあり、近くに WS の椅子が置かれている。

【視察 2 法廷〈6〉】

- ・ スケッチのとおり、正面に判事が座る。判事の真下に書記官が座り、ビデオリンクの機器操作や公判の日程調整、記録の作成等を行う。
- ・ 検察官と弁護人は同じテーブルに座り、陪審員席に近い方に弁護人が座る。検察官、弁護士は、法廷にパソコンを持ち込み、操作をしながら公判を進める。
- ・ 検察官らの列の後ろ 2 列が一般傍聴席となっている。
- ・ 「証言台」は、裁判官の近くにあり、WS の椅子が置かれ、証人の右斜め後の位置に座る。「証言台」には遮蔽用のカーテンが天井から下がっていて、必要に応じて使用される。
- ・ 法廷の一番後ろの位置にガラスで覆われたブースがある。このブース席は、判事と向き合う形になっており、この席が「被告人席」である。
- ・ 性被害者、子どもが証言に立つ場合は、ビデオリンクになることがある。またビデオリンクの場合、証人の顔を晒さないために、更にスクリーンの前をカーテンで隠すこともできるようになっている。
- ・ 子どもが被害者の場合は、仲介人が選ばれ、絵やゲーム、パズルを使うこともある。
- ・ 判事、弁護士、検察官の服装は、「スーツ・黒い法衣・髷」を身に付けている。子供の希望を聞くことは上記と同様。
- ・ 判事の人数は、Crown Court では判事は 1 人、高等裁判所では 3 人である。
- ・ Barrister は法廷弁護士で、Solicitor は事務弁護人である。
- ・ イギリスの裁判では、保護観察官が同席する。保護観察官は、裁判官の命令で判決前に被告人と接見し、その様子を裁判官に報告する義務がある。犯罪の経緯や生活環境等に関するこの報告は、量刑にも関わるものである。また、被告人が罪を認めた場合、被告人の判決後の処遇にも関係する。
- ・ 裁判所の地下には拘置所がある。被告人を法廷に呼ばず、拘置所からビデオリンクで裁判に参加することもできる。理由は、移動に時間がかかることと、証人や被害者が被告人を怖がることから、被告人は法廷に居ないことで関係者に威圧感を与えなくすることもできるからである。場合によっては、裁判官は被告人を退廷させることもできる。被告人は防弾ガラスブース内で、移送中以外は腰縄・手錠を外している。被告人が判決を受けるのは法廷である。
- ・ 今回の視察で法廷の案内と説明をしていただいたマギー氏の役割は、①証人の呼び出し、②ビデオリンクの操作等公判の運営、③判事のためのリスティング、④公判の日程調整、⑤公判記録の作成等となっている。

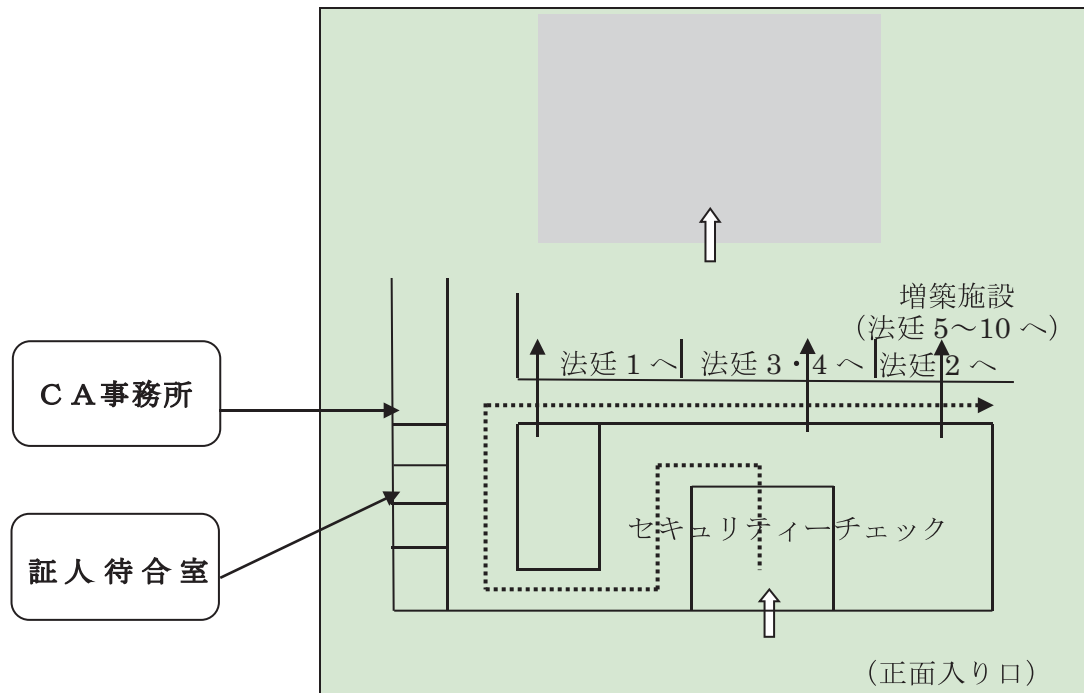


【視察3 証人待合室】

裁判所内には、CAが実施するWSの事務所及び証人待合室が確保されていて、被害者の待合室は、被告人側の控室とは別々になっている。待合室には、TV・机・椅子・資料・子供用の絵本・飲み物（水、コーヒー、紅茶）が用意されていて、待合室前の廊下は、裁判所職員しか通行できなく証人の安全は確保されている。

公判の日には、裁判所の受付で証人を迎え、控室へ案内し、控室はゆったりとした雰囲気、雑誌やお茶の用意もある。裁判が始まるまで、その控室で人目にさられることなく待機することができる。また裁判が終わった後も、ボランティア等と話し合うことで、気持ちを落ち着けることができる。

【Inner London Crown Court と証人待合室】



【裁判傍聴例】

傍聴した4つの公判は、全て同じ「裁判官・書記官・廷吏・保護観察官」が担当した。

事例：窃盗：被告人は男性（拘置所からビデオリンクで参加）

- ・書記官が被告人に対し人定質問を行った
- ・検察官がPC画面を見ながら弁論を行った
- ・被告が罪状を認否したことで、要した時間は3分であった

(2) 裁判所内での被害者支援について

裁判傍聴後、裁判所内でのWSについて、マネージャーのサンジェイ氏、ボランティアのジャネット氏、コリン氏、ローズ氏からその活動状況や感想を聞くことができた。

【活動状況】

- ・WSには、いろいろな階層の方がボランティアとして参加している。
- ① ボランティアのトレーニングはCAの本部が行い、このトレーニングを受けCAから認定を受けないとWS活動へは参加できない。4日間のトレーニング内容は①DV被害者、性暴力被害者等罪状別被害者への対応、②守秘義務について、③安全の確保、④法律・制度等司法制度のシステムである。

(参考)

- * DV被害者、性暴力被害者には、条項36条に基づき、被告側からの反対尋問は受けない。性犯罪の被疑者には国選弁護士はつかない。
- * 被害者（証人）に司法制度等について説明することは、とても大切なことで、

説明を行うことで被害者（証人）は落ち着くことができる。

- ・ 認定を受けたボランティアは、裁判に出廷する被害者や家族のために、実際的なアドバイスを提供し、その不安感を少しでも軽減させるための活動に従事する。すなわち情報を提供することとお世話することが中心である。具体的には「裁判とは何か、裁判がどう行われるか」等のリーフレットを送り、裁判所の場所や交通手段を案内するなど、一般的な情報を伝える。また、事前に法廷を案内したり、法的な手続きを説明したりする。
- ・ 証人の安全を守ることが一番大切であり、安全性にかかわる事案の場合は、ボランティアではなくスタッフが行う。
- ・ 全ての証人が対象で、証人とコンタクトを取り、証人のニーズを傾聴し、対応をプランニングしていく。その場合次のことについても確認する。
 - ① 証人の子どもの有無を確認し、出廷の際子どもを預けられるよう手配する
 - ② 通訳を確保するため、証人の母国語も確認する
 - ③ 子どもが証人の場合は、特別措置（遮蔽）がとられる
 - ④ 成人の精神疾患の方にも配慮する
- ・ 公判になったら、他機関と連携して支援を行うこともある。
- ・ 証人が来られなくなった場合を考え、証言の様子をビデオに撮る。子どもの性被害の場合、Achieved Best Evidence（最良の証拠）となるように供述の様子をビデオに撮る。最近の試みとして、証人にとって最良の証拠となるように、法廷外の場合例えば、警察・図書館・市役所等の公共施設でのビデオリンクもある。

WSを開始から1年しか経過していないのに、去年は13万人の証人に対して支援を行ったとの説明であった。

【活動の感想】

- ・ 退職後、人の役に立ちたいと考えCAに参加した。この活動は行う価値があると考えている。また今の活動にやりがいを感じている。
- ・ 被害に遭われた方々に、楽に感じていただけるよう寄り添っている。
- ・ ボランティア活動10年だが、まだまだ研修の必要性を感じている。
- ・ 子ども（5歳）にも支援で寄り添った経験がある。
- ・ 被害者がリラックスして証言できるようにすることが、自分の役割であると考えている。
- ・ 10年この活動しているが、支援の現場で未だに新しい体験をすることがある。
- ・ 証人がいなければ裁判は出来ないので、WSの役割は大きく意義がある。
- ・ 加害者側へも罪状認否まで証人サービスをすることがある。
- ・ 支援を振り返っていろいろ考えることがある。
- ・ WSがまだ無かった頃、被害者が加害者と顔を合わせ辛い経験をしたということがあった。

7. 所感

前日の Citizens Advice での説明に引き続き、裁判所での証人サービスについて、現場の担当者、ボランティアの方々から直接お話を聞くことができ、裁判所内での被害者支援について多くのことを学ぶことができた。

証人の安全を守り、不安感を少しでも軽減させ、法廷で証言の際のストレスを軽減することを含め最良の証言が行えるよう、また被害者がリラックスして証言ができるよう工夫を凝らしていることがうかがえた。日本でも、被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族の方々が、法廷は安全であると感じていただき、安心して裁判に立ち向かえるよう、裁判所内に全国の 48 支援センターの事務所及び弁護・検察から独立した専用の証人待合室の設置を導入できればと感じた。

イギリス（グラスゴー・ロンドン）では、日本における犯罪被害者支援の一層の充実と支援活動の質の向上のため、多くのことを学ぶことができた。

ネットワークでは、これまでも諸外国（カナダ・アメリカ・イギリス・ニュージーランド）から学んでいる。平成 27 年度からスタートしたネットワークの「10 年ビジョン」や「第 3 期 3 年計画」で示された「被害者が、全国のどこにいても、いつでも（24 時間 365 日）、求める支援が受けられ、被害者の声に応えることのできる活動」を推進する中で、今回の訪問で学んだことを、被害者支援活動に活かして参りたい。

（浅利 武、秋葉 勝）